

保育所などの新規利用を希望される方へ ～新規利用に必要な書類～

「1. 子どものための教育・保育給付支給認定書（兼保育所等の入所申込書）」は子ども1人につき1枚必要ですが、その他の書類は家庭ごとに1枚ずつで結構です。

また、支給認定審査に時間を要することから、利用開始の希望日等を考慮し、余裕をもって申請してください。

【すべての方に共通する書類】

子どものための教育・保育給付支給認定申請書（兼保育所等の入所申込書）（両面）

- ・世帯の状況等の欄には、同居している全ての方を記載してください。
※世帯分離している場合も、同居している全ての方を記載してください。
- ・世帯員の「職業・学校名等」欄には、子どもの場合でも「〇〇保育所」「〇〇小学校〇年」と記載してください。
- ・保育を希望する場合、利用希望の施設名欄には、第3希望まで記載してください。

【保育を希望する場合に保護者の状況に応じて提出する書類】

父母等1人につき、以下1～5の書類のうち1枚必要です。

1. 勤務証明書

会社員・公務員など、雇われている場合。雇い主の証明が必要です。

2. 就労証明書

事業を営まれている（自営業の方）場合。地区の民生委員の確認印が必要です。

3. 病気申立書

保護者自身が病気などである場合。主治医の証明が必要です。

4. 病人（看護・介護）申立書

保護者が同居の親族（祖父母等）を看護・介護をしている場合。主治医の証明が必要です。

5. 保育所入所申立書

求職活動、妊娠・出産、大学等への就学などの場合。保育を必要とする理由等の詳細を記載してください。

<申立書に添付する書類>

- ア 入所日現在、求職活動をされている場合。有効期間は最長3カ月です。
→詳細欄に求職活動の状況を裏面の記載例を参考に詳細に記入してください。（求職活動をしている時間が著しく短い場合や求職活動の実態が確認できない内容の場合は保育の必要性が認定されません。）
- イ 母が妊娠・出産の場合。
→母子手帳の氏名・出産予定日が確認できる箇所の写しを添付。
- ウ 大学等に就学している場合。
→在学証明書・カリキュラム等の写しを添付。

【お問い合わせ】

平戸市福祉部こども未来課子育て支援班

TEL 0950-22-9137

【保育必要量の認定表及び添付書類など】

保護者の状況等		標準時間認定 (11 時間利用)	短時間認定 (8 時間利用)	提出書類
就労	勤務	1 か月当たり 120 時間以上の 就労	1 か月当たり 60 時間以上 120 時間未満の就労	勤務（内職等）証明書 ※勤務先等の証明
	自営業等	1 か月当たり 120 時間以上の 就労	1 か月当たり 60 時間以上 120 時間未満の就労	就労証明書 ※民生委員の証明
出産		産前 2 か月・産後 3 か月以内		保育所入所申立書 ※母子健康手帳の写し
疾病等	入院等	1 か月以上を要する者または 入院中の者	希望する者	病気申立書 (主治医の証明)
	通院	1 か月以上の病気で週 3 日以上 の通院が必要な者		
	病臥	居宅で床に就いていることが 状態の者		
	精神性	精神疾患により育児能力が ないと認められる者		
	身体障害者	障害者手帳 1 ～ 2 級の交付を 受けている者又は同等の障害 者で保育が困難な者		
看護・ 介護	病院等付添	1 か月当たり 120 時間以上の 付添いを行う者	身内の者が入院中で週 3 日 以上の付添っている者	病人看護申立書 (看護・介護を受ける方 の主治医の証明)
	自宅内介護	1 か月当たり 120 時間以上の 介護を行う者	自宅内に介護を必要とする 者がいる者	
災害復旧		震災、風水害などにより自宅 やその他の災害復旧にあたっ ている者		保育所入所申立書
求職活 動	内定・求職中		3 か月以内に就労できる状 態にある者	保育所入所申立書 ※ハローワークの登録 証の写しなど
	起業準備中	1 週間当たり 30 時間以上業務 に従事している者	1 か月あたり 60 時間以上業 務に従事している者	保育所入所申立書
就学	大学等に就学	就学している者	希望する者	保育所入所申立書 ※在学証明書・カリキュ ラムの写しなど
虐待・DV		虐待・DVを受けているまた はおそれがある者		保育所入所申立書
育児休業中の継続利用		育児休業取得時に、既に保育 所を利用している者	希望する者	勤務（内職等）証明書 ※勤務先等の証明